



野々市市における生徒指導基準



令和7年6月
野々市市生徒指導連絡協議会
野々市市家庭教育推進協議会
野々市市PTA 連合会

野々市市では、大人一人一人が自らの意識や行動が子どもに与える影響の大きさを自覚するとともに、「野々市の子どもたちの健全育成」という観点から、毎年
の見直しを検討しながら、時代に即した指導基準を策定していきます。

項目	小学生	中学生
1 有害玩具の購入・使用	禁止	
2 火遊び等の危険な遊び、 周りの人に迷惑がかかる遊び	禁止	
3 花火・登山・スキー・キャンプ 海水浴・川遊泳	成人責任者同伴	
4 ネット端末の使用	児童生徒に使用させる場合は、保護者が責任を持ってフィルタリング設定を行い、家庭内での使用ルールを作成する	
5 ネット端末の学校への持込み	禁止	
6 自転車乗車時のヘルメット着用	着用（努力義務）	着用 （*登下校時以外も着用（努力義務））
7 子ども同士での校区外の施設利用	市内の公共教育施設・運動施設のみ可 （※カレード、カミーノ、博物館、体育館、プールなど）	
8 ゲームセンター・複合型娯楽施設	禁止	
9 まんが喫茶・ネットカフェ	禁止	
10 ゲームコーナー・カラオケボックス 古本中古品販売店・レンタルビデオ店	保護者同伴	
11 飲食店・ショッピングモール・家電量販店	保護者同伴	
12 コンビニ・スーパー・ドラッグストア	保護者同伴	登下校時は禁止
13 ボウリング場・バッティングセンター	保護者同伴	成人責任者同伴
14 映画館・演劇・コンサート	保護者同伴	保護者の許可要
15 帰宅時間	市防災無線メロディーが鳴る時刻と合わせる （※5～8月は18時、他の月は17時）	学校で定める完全下校時間から30分以内を目安とする
16 夜間外出		午後9時以降の外出は禁止 （※習い事・保護者同伴時は可）
17 外泊	禁止	

基準についての解説等

ナイフ類、モデルガン、エアガン等を想定しており、いしかわ子ども総合条例（第45条）で規定されています。
住みよい社会づくりのルールです。また、子どもが見える場所にマッチやライターを放置しないでください。
親戚や活動団体の指導者など、信頼できる大人が確実に同伴している状況を想定しています。
いしかわ子ども総合条例（第33条の2、第34条の2）で規定されており、保護者が第一義的責任を有します。
特別な事情がある場合は学校にご相談ください。
自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないと道路交通法（（令和5年4月1日改正）第63条の11）で規定されています。
特に小学生については、校区外へ遊びに行くことがないように指導しましょう。
風営法第5号営業に含まれる店舗施設の入店を、児童生徒の健全育成の観点から禁止します。
不特定多数の宿泊者との接触可能性等、児童生徒の健全育成の観点から禁止します。
金銭貸借トラブルのリスク回避や、中古のネット端末を容易に店舗で購入できてしまう現状を踏まえての基準です。
緊急時を除いて、理由なく外食を許可せず、原則として食事は家庭で提供するよう努めましょう。
中学生は「スポーツ施設」の側面からの基準ですが、併設するゲームコーナーは上記10の指導に準じます。
中学生は、近隣において、健全な文化・芸術に触れる機会を想定しています。
児童生徒が自律する心を持ち、自分をコントロールできる力を育成するための指導の主体は家庭であり、第一義的な責任を有する保護者です。未来の地域を担う子どもたちを健全に育てるために、地域・PTAの一員として、同じ目線・基準による声かけや指導をしていきましょう。